

東京都行政書士会北支部広報

あ す か

第55号

2025年10月1日発行

発行人 山賀良彦

編集人 吉村信一

北区赤羽西1-5-1-606

電話 03-5963-7437

FAX 03-5963-7430

特別企画 常住豊会長インタビュー

令和7年6月20日、北支部の常住豊先生が日本行政書士会連合会（以下「日行連」）会長を任期満了で退任され、新たに日本行政書士政治連盟（以下「日政連」）会長に選出されました。これを記念して、2号に亘り常住会長のインタビュー記事を掲載します。

今号では、日行連会長時代の活動について振り返っていただきました。（取材日：令和7年8月16日）



広報部（以下「広」）：日政連会長就任おめでとうございます。役職が変わりましたが日々の過ごし方に変化はありましたでしょうか？

常住会長（以下「常」）：日行連の会長より時間的にも精神的にも余裕があるのかなとは思いますが、政連会長になってすぐ参議院議員選挙があったので、その関係で忙しかったです。選挙時の体制として政治連盟では、各都道府県の選挙区の候補はそれぞれの県会が推薦してくる、全国比例の候補は連合会が応援する、という棲み分けになっていて、連合会ではこの度の行政書士法改正にご尽力いただいた山東昭子先生を中心に応援しようということになりました。あとは行政書士議員連盟の幹部の先生の応援など、全国を回りました。

広：日行連会長の任期中には、行政書士法の改正が実現できました。

常：連合会の役割は何かというと究極的に

は行政書士法改正の実現だと思っています。我々は国家資格者である以上、行政書士法に規定がされていないと仕事ができないじゃないですか。国家資格者っていうのは、現代社会に機能してはじめてその役割というか使命が果たせると思っています。そのために現在何が重要課題かという、やはりデジタル化ということになるんだろうと考えられます。

「デジタル社会に機能する行政書士法の改正をする」というのが最終目標で、これに対しての基盤となる法整備は実現できたと思っています。

広：省庁との連携強化の取組みについて教えてください。

常：私が会長になってから任期付職員を行政書士会からあちらこちらの省庁に送って、役所と連携を強める、各省庁の政策の中で行政書士を活用してもらう、ということを図りました。企業経営においては利害関係者に対してどう対応するかというのが非常に重要です。行政書士会に置き換えると、我々の場合は議員立法ですから、まずは国会議員の先生が挙げられますが、政策の第一次提案者は官僚の皆さんでもあります。だから役所の人たちへもしっかりグリップしなければならないけど、連合会としてここが弱いと思っていました。

行政書士は業務範囲が広く、各省庁も行政書士のことを分かりきっていないということが結構あって、新しい政策を作るときに、行政書士法違反のようなものが出てきたり、行政書士が制度から抜けていたりということがありました。従来は、その都度、議員を使って圧力をかけていたけど、それは役所の人が一番嫌うことだからやめようと。それに、デジタル化において、気づいたら既に申請等のシステムが出来上がっていて、そこに我々を入れてほしいといっても、何千万、何億円と改修費をかけることはできませんよね。であれば、政策を作る最初の段階から行政書士が

（次ページに続く）



入って意見を聞いてもらって、いい政策を作るようにしたらいいでしょうと。うちは圧力団体だと思われていた節がありますが、そうではなく、政策を提言する建設的な団体と思わせなきゃいけないんだという方針を打ち出しました。

広：任期中には、コロナ関連の対応もありましたね。

常：コロナ対応でいえば給付金ですね。まず東京都の感染拡大防止協力金ができただけで、当初は、申請書類を事前にチェックする専門家の中に行政書士が入っていませんでした。そこで、都議会の各会派に動いてもらったり、都の担当部局の役人に話をしたり。都の役人の方も、行政書士を活用しようという意識がまったくなかったもので、行政書士のことを滾々と説いて。最終的には知事の大英断ですが、システム改修をしてもらいました。そうやって実績を作ったんですが、今度は国の持続化給付金になったら、行政書士の名前がないと。

行政書士会の会員でもある参議院議員の片山さつき先生から、「議員ルートだけでなく行政ルートも使わなきゃ駄目だ」と助言をいただいて、片山先生の官僚時代の伝手で、総務事務次官にお会いすることができました。総務事務次官から経産省の事務次官に話を繋いでもらって、コロナ給付金で行政書士を活用しようという流れを行政ルートを使って実現することができました。

また、会員の皆さんから、各種申請のオンライン化が進んでいくなかで「行政書士の仕事がなくなってしまうのではないか」「行政書士の代理人欄を確保してほしい」という要望があがっていましたが、GoToキャンペーンができるという情報を得て、地域共通クーポンの申請において、行政書士専用の代理人欄を作ってもらおうよう、国交省の赤羽一嘉大臣（当時）に働きかけ、実現することができました。地域共通クーポンの申請自体は難しいものではありませんが、役所は前例主義だから一つでも前例を作っておけば将来のデジタル化のときに絶対役立つはずだと直感したんです。今、デジタル庁の方と話をしていると「あのとき行政書士会さんは代理人欄を確保しましたよね。」ということ必ず言われるんです。だから読みが当たったというか。コロナへの対応がデジタル化への対応や今回の法改正に繋がっていると思います。

広：令和4年からマイナンバーカード代理

申請事業もはじまりましたね。

常：マイナンバーカード代理申請事業は、令和4年1月12日から令和5年3月31日まで行われ、総務省から4万件の目標設定がされました。途中までコロナの関係で役所自体も積極的に動けないという事情もありましたが、なかなか数字が上がってこないのに、東京会の宮本会長にも発破をかけました。当時は雨谷先生が支部長だったけどお膝元の北支部でもやっていないし。ちょうど北区役所で、マイナンバーカードの申請を職員が対応するみたいな動きがあったので、区議会や役所のほうに働きかけるように言って。おかげさまで北支部では4千件と全国でも一番の実績を上げてくれました。結果として全国で7万件の実績を上げることができ、総務省からの信頼もグッと高まりました。

広：令和6年には、国と防災協定が締結されましたね。

常：令和6年の正月に能登半島地震が起きましたが、その前の熊本地震や西日本豪雨のときなども、各地で会員が、罹災証明の発行支援、自動車の廃車手続き、給付金の申請などのボランティアをやってくれました。それが評価されて、令和6年9月25日に防災大臣との協定に繋がりました。その1年前の令和5年9月1日にはデジタル庁とも協定を締結しましたが、連合会と省庁が協定をするというのは他土業に先んじた成果なんですよ。

能登半島地震のときには、松本剛明総務大臣（当時）から直接電話をいただいて、「こういうときに一番頼りになるのは行政書士さんです。今回もどうぞ支援をお願いします。」とお言葉をいただきました。

それから、ウクライナからの避難民支援も全会をあげて行ないました。デジタル化に直接影響をするわけではないけど、人権の観点からも国際的に高い評価をいただきました。

省庁との連携、コロナ対応、マイナンバー対応、災害復興支援、ウクライナ支援など、すべてが行政書士法改正への道筋として繋がっていったと思います。

常住会長のインタビューは2時間半、ノンストップで繰り広げられました。紙面に掲載できないエピソードも多く、編集に大変苦労しました。次号では、行政書士法の改正の趣旨やポイントについてお話いただいた記事を掲載する予定です。

（次号に続く）



相談員研修会を開催しました



令和7年7月11日（金）18時30分より、北とぴあ7階701会議室において令和7年度北支部相談員研修会を実施しました。参加者は北支部22名、他支部4名の計26名でした。

第1部「相談員としての心構えと注意点」

は、吉村広報部長からを講義していただきました。

メインとなる第2部「行政書士のための相談技法講座」は、大槻美菜先生（行政書士ADRセンター東京次長・渋谷支部）を講師に迎え、資料を使った講義のほかに、受講者同士のワークもあります。タイトルが同じなので内容は去年と同じなのかなと思っていたら毎回ブラッシュアップして講義しているとのこと。毎年受講しても新鮮な発見があるのではないのでしょうか。

北支部主催の無料相談会では、この研修を修了した相談員がみなさまの相談にお答えします。機会がありましたら、ぜひ無料相談会に足を運んでみてください。

（広報部次長 毛利公彦）

相談員研修会に参加して



令和7年度相談員研修会を受講しました。

普段私たちがお受けする「相談」とはそもそも相談者との間でどんなプロセスを経て、どのように成立するものなのか、そしてその中で、大切な信頼関係を創るために最も大切な「傾聴」とすることの意義、専門家として、単にいいアドバイスをすることだけで決して「相談」が

成立するものではないことなどを大変わかりやすくお話を頂きました。

ペアセッションでは相談の場面を実践し、相談員の受け答え次第で相談者はどう感じるのかを体感できた大変有意義な時間でした。

日頃あまり意識することなく相談業務にあたっておりましたが、今回の研修を踏まえて相談者に寄り添った「相談」の在り方を考えながら努めていきたいと考えております。

（研修部 落合真美）

新入会員研修会&夏の懇親会 開催報告

令和7年8月8日（金）、「新入会員研修会」および「夏の懇親会」を開催しました。

新入会員研修会は、北とぴあ902会議室において開催され、令和4年4月以降入会の新入会員のうち、16名にご参加いただきました。

第一部「北支部の活動紹介」では北支部の各部、各委員会の役割や活動内容について説明をしました。

第二部「新入会員研修会」では、東京都行政書士会暴力団等排除対策委員会の石田裕子委員長をお招きして「行政書士業務委任契約書と暴排条項について」というテーマで講義していただきました。行政書士としてのCSR（社会的責任）として、とても重要な内容で

した。みなさま熱心に受講していました。

（次ページに続く）



会場を北とぴあ17階「View&Kitchen QUAD 17（クアドイチナナ）」に移して行われた「夏の懇親会」では、北支部34名、他支部13名、来賓8名の計55名のみなさまにご参加いただきました。

来賓のみなさまからのご挨拶をいただいた後、新入会員の紹介などをおこないました。

また、日本行政書士政治連盟の新会長に選出さ

れた常住豊先生と、日本行政書士会連合会の新会長に選出された宮本重則先生へのお祝いとして、くす玉開きが行われ、会場は大いに盛り上がりしました。

新旧会員、他支部会員、来賓の方々と多くのみなさまと交流することができ、大変盛況となりました。
(広報部次長 毛利公彦)



三支部合同研修会が開催されました

令和7年9月6日（土）13時30分より谷中区民館にて台東・文京・北三支部交流研修会が行われました。

講師に武鷹支部の平野大志先生、松丘晃先生をお招きし「行政書士で完全独立！～年商720万にした方法論～」のテーマで講義をいただきました。その後、宮本会長による「改正行政書士法について」「開業からどのように事業を軌道に乗せてきたのか」の講演を頂きました。

先生方が開業当初に取り組まれた数々のことは興味を引くものが多く、例えば営業活動でDMを送る中で、受け取る相手に好印象を与えるためのちょっとした「コツ」は印象的でしたし、HPの活用法は先生方によって様々でとても興味深いものでした。また、人との繋がりを大切にすることで、さらなる繋がりを生んでいくお話は、士業と

して日頃信頼関係を築く上での基礎的な部分でもあり、改めてその重要性を認識する良い機会となりました。

宮本会長による行政書士法改正についての解説は、私たち行政書士の社会的な信頼性と専門家としての地位をさらに高める改正であることを再認識できた貴重な講演であったと思います。

その後の懇親会では、早速「人との繋がりを大切にする」を実践すべく多くの先生方同士、支部を超えた楽しい交流ができた有意義な時間となりました。

先生方がなされてきた営業活動、業務などのアドバイスを参考にしながら、日頃お世話になる方々や依頼者様との信頼関係が築いていけるように日々努めてまいりたいと考える研修会となりました。
(研修部 落合真美)

北区花火会が開催されました



令和7年9月27日（土）、東京都行政書士会北支部が協賛した「第12回北区花火会

2025 RED×BLUE SPARKLE GATE」が荒川河川敷・岩淵水門周辺で盛大に開催されました。

500機のドローンによるオープニング演出と、約1万発の花火の打上げが、音楽とライティングと融合した臨場感あふれるショーを展開し、会場は来場者の歓声と拍手に包まれました。

地域の皆様と共に、北支部もまちの賑わいづくりに寄与できたことを嬉しく思います。
(広報部部長 吉村信一)

新規規程施行のお知らせ

令和7年8月29日に開催された理事会の議決により「東京都行政書士会北支部支部会費規程」「東京都行政書士会北支部不良債権処理規程」、「東京都行政書士会北支部ホームページ事務所情報掲載規程」が承認され、同日付で施行されました。

これらの規程は、これまで統一的な運用ルールが存在しなかった分野について明確な定めを設けたものであり、支部活動の円滑な運営を図るとともに、支部会員の利益に資することを目的としています。これら新規規程の整備により、会費管理や

不良債権処理、ホームページでの事務所情報掲載といった支部運営に関する重要事項について、統一的で公平な取扱いが担保されます。

支部は今後も、支部会員にとって利用しやすく安心できる運営体制の構築を進め、地域に根ざした活動の基盤を一層強化してまいります。

なお、これらの規程は、東京都行政書士会北支部ホームページ上、「会員専用情報」のページにPDFファイルを掲載しておりますので、閲覧・ご確認をお願いいたします。

(広報部部長 吉村信一)

会員情報検索ページのリニューアルについて

上記新規規程施行にあわせて、北支部ホームページ (<https://kitashibu.tokyo/>) の会員情報検索ページがリニューアルされました。

新しいページでは、住所検索、取扱業務別検索顔写真の掲載といった機能が追加され利用者が自分に合った行政書士を探しやすくなっています。支部会員にとっても、専門分野や事務所の特色を効果的に発信できる、より充実した広報ツールと

なります。

掲載申込は Google フォーム から簡単に行うことができます。支部ホームページの「会員専用情報」→「会員情報検索に情報登録をご希望の会員の方へ」の順に進み、リンクより申込フォームにアクセスしていただいた後必要事項を入力すると申込が完了します。ぜひこの機会にお申込みください。

(広報部部長 吉村信一)

ようこそ北支部へ!!

令和7年5月から7月までに北支部に入会された新入・転入会員の皆さんをご紹介します。

氏 名	入会年月日	事務所名称	事務所所在地	電話番号
若井 千明	R7.5.1	若井行政書士事務所	浮間3-16-4	080-3932-5684
野村 亜由美	R7.5.1	行政書士法人総合経営サービス	王子2-12-10	03-3912-4417
横岡 孝之	R7.5.15	ノース-行政書士事務所	浮間3-5-15-711	080-8491-7890
折原 雅	R7.6.15	折原行政書士事務所	志茂2-61-10 ドラッグマシヨウ赤羽一番館1102	080-5925-3617
宮下 章	R7.7.15	宮下行政書士事務所	西ヶ原3-61-16	090-7240-8489



若井 千明

国際分野を主な業務としつつ、枠にとらわれず多様な分野に積極的に関わっていきたくと考えております。よろしくお願いいたします。



野村 亜由美

茨城会から参りました。医療法務に尽力しております。どうぞよろしくお願いいたします。



横岡 孝之

ヨコオカと申します。皆様にお会いできる日を楽しみに致しております。今後とも宜しくお願い申し上げます。



折原 雅

ビザ・在留資格業務を通じ、外国人の方々が日本で活躍できるよう全力で支援してまいります。



宮下 章

6社の会社員生活を経て、中小企業診断士兼業で7月開業しました。事業計画・補助金を主に、50年在住の北区愛で貢献します。

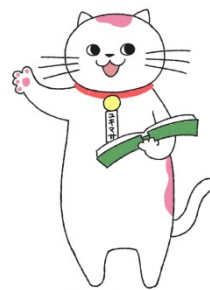




東京都行政書士会北支部 無料相談会

北区の行政書士会主催だから安心!!

相談員は全て地元北区で働く行政書士です
行政書士会所定の研修を受けた専門相談員が分かりやすく丁寧にお答えします



さまざまなご相談にご対応いたします!!

【ご相談事例】

- 相続に関する事 ■ 遺言に関する事 ■ 成年後見に関する事 ■ 離婚・家族問題
- 借地・借家など不動産に関する事 ■ 外国人のビザや帰化に関する事 ■ 近隣トラブル
- 会社設立や営業許可申請など事業に関する事 ■ 売買・賃貸借など契約に関する事

その他上記以外のことでもご相談可能です

区役所無料相談会

北区役所で定期的に行っている無料相談会です

日時 毎月(1.5月除く)の第一火曜日
13:00~16:00

場所 北区役所第1庁舎1階ロビー
(王子本町1-15-22)

サテライト相談会

区内各地で臨時に実施する特別相談会です

日時 各相談会ごとに異なる

場所 北区内のふれあい館等

※詳細は支部ホームページ、フェイスブックページのほか、北区ニュース等でお知らせいたします。

- ご相談時間の目安はお一人様30分です。
- 相談会の日時は予告なく変更になる場合があります。
- ご予約なしでもご相談可能ですので、お気軽にご来場ください。
- 継続相談（2回目以降のご相談）または業務依頼をご希望の場合は有料となります。
- 継続相談、業務依頼をご希望の場合、相談センターにご連絡いただくと、適任の行政書士をご紹介します。

ご予約・お問合せはこちらまで

東京都行政書士会北支部 相談センター

(電話受付時間:平日 9時~17時)



☎ 03-5963-7437



info@kitashibu.tokyo

HP: <http://kitashibu.tokyo/>  [facebook.com/kitashibu.tokyo/](https://www.facebook.com/kitashibu.tokyo/)